○長崎市公衆浴場法施行条例

平成24年12月20日

条例第54号

(趣旨)

第1条　[この条例](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#l000000000)は、公衆浴場法(昭和23年法律第139号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　[この条例](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#l000000000)において、[次の各号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000026)に掲げる用語の意義は、[当該各号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000026)に定めるところによる。

(1)　一般公衆浴場　公衆浴場のうち地域住民の日常生活において、保健衛生上欠くことのできない施設であつて、かつ、物価統制令(昭和21年勅令第118号)第4条の規定に基づき入浴料金が定められているものをいう。

(2)　その他の公衆浴場　一般公衆浴場以外の公衆浴場であつて、次の[ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000037)から[エ](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000046)までのいずれかに該当するものをいう。

ア　蒸気、熱気、砂その他を使用し、入浴させるもの

イ　その構造設備が一般公衆浴場と類似した施設であつて、保養、休養又は娯楽のための附帯施設を有するもの

ウ　多数人を入浴させる施設でスポーツ施設に附帯するもの

エ　[ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000037)から[ウ](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000043)までに掲げるもののほか、一般公衆浴場と営業形態が異なるもの

(3)　原湯　浴槽の湯を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。

(4)　原水　原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で、浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。

(5)　上り用湯　洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

(6)　上り用水　洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水をいう。

(7)　浴槽水　浴槽内の湯水をいう。

(構造設備の基準)

第3条　法第2条第2項に規定する公衆浴場の構造設備が公衆衛生上不適当であると認めるときとは、次に掲げる基準を満たさないときとする。

(1)　浴室及び脱衣室の男女別区画の壁は、高さ2メートル以上とすること。

(2)　浴室の構造設備は、[前号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000074)に掲げるもののほか、次に掲げるものとすること。

ア　水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)以外の水を原水、原湯、上り用水及び上り用湯として使用する場合は、当該水の水質を市長が定める基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。

イ　原湯を貯留するための槽(以下「貯湯槽」という。)の原湯の温度を、上部から底部まで、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時において摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設けること。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽の原湯を消毒する設備が備えられていること。

ウ　原水又は原湯を浴槽に注ぐための配管は、浴槽水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管(以下「循環配管」という。)に接続せず、かつ、原水又は原湯を浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

エ　ろ過器を設ける場合にあつては、次に掲げるものとすること。

(ア)　1時間当たりろ過能力が浴槽の容量以上のものであり、かつ、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであるとともに、ろ過器に毛髪等が混入しないようろ過器の前に集毛器を設けること。

(イ)　浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設けられていること。

オ　浴槽水を循環させる構造の浴槽にあつては、循環している浴槽水が、浴槽の底部に近い部分で補給される構造であること。

カ　浴槽からあふれた浴槽水を回収する槽(以下「オーバーフロー回収槽」という。)の水を浴用に供する構造でないこと。ただし、これにより難い場合には、オーバーフロー回収槽は、地下埋設を行わず、かつ、清掃が容易に行える位置又は構造とするとともに、別途、オーバーフロー回収槽の水を消毒する設備が備えられていること。

キ　24時間以上完全に換水しないで循環している浴槽水(以下「連日使用型循環浴槽水」という。)を使用する場合は、気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設けないこと。

ク　打たせ湯及びシャワーは、循環している浴槽水を用いる構造でないこと。

ケ　気泡発生装置等の空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。

コ　内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯の湯に混じることのない構造であること。

2　[前項](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000071)の規定にかかわらず、市長は、土地の状況その他やむを得ない事情がある場合で、公衆衛生上支障がないと認めるときは、[同項各号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000074)に掲げる基準を緩和することができる。

(設置の場所の配置の基準)

第4条　一般公衆浴場に係る法第2条第3項の設置の場所の配置の基準は、新たに設置しようとする一般公衆浴場が既設の一般公衆浴場から300メートル以上の距離を有しなければならないこととする。ただし、土地の状況、人口密度等の事情により公衆衛生上特に必要と認めるときは、市長は、これを緩和することができる。

2　その他の公衆浴場に係る法第2条第3項の設置の場所の配置の基準は、これを設けない。

(一般公衆浴場の営業者が講ずべき措置の基準)

第5条　一般公衆浴場に係る法第3条第2項の措置の基準は、次のとおりとする。

(1)　出入口は、男女別に区画し、これを表示すること。

(2)　出入口の扉は、外部から見通すことのできない構造とすること。

(3)　出入口の扉を開いた正面には、目隠し又は二重扉を設け、外部から浴室又は脱衣室を見通すことのできない構造とすること。

(4)　浴室及び脱衣室は、男女別に壁で区画し、相互に見通されないようにすること。

(5)　脱衣室は、入浴者数に応じた適当な広さを有し、かつ、衣類を衛生的に保管できる戸棚又は籠を設けること。

(6)　脱衣室及び浴室の床面の照度は、150ルクス以上とすること。

(7)　脱衣室は、常に清潔を保ち、毎月1回以上、ねずみ、衛生害虫等の防除を行うこと。

(8)　浴室には、適当な湯気抜きのための設備を設けること。

(9)　浴室に使用する小桶及び腰掛けは、清潔なものを使用し、随時消毒をすること。

(10)　浴室には、上り用湯等を十分に供給する流水式の設備を設けること。

(11)　浴室及び浴槽は、入浴者数に応じた適当な広さを有し、常に清潔を保つこと。

(12)　おおむね10歳以上の男女を混浴させないこと。

(13)　くし、タオル等は、消毒したものでなければ貸与しないこと。ただし、かみそりについては、新しいもののみ貸与すること。

(14)　入浴者用の便所を設け、防臭及びねずみ、衛生害虫等の防除の設備を設けること。

(15)　その他浴室の衛生管理に関しては、次に掲げる措置を講ずること。

ア　水道水以外の水を使用した原水、原湯、上り用水及び上り用湯並びに浴槽水は、市長が定める基準に適合するよう水質を管理すること。

イ　貯湯槽の温度を、上部から底部まで、通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合には、貯湯槽内の湯水の消毒を行うこと。

ウ　定期的に貯湯槽の生物膜の状況を確認し、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

エ　浴槽水は、常に満杯状態に保ち、十分にろ過した湯水又は原湯を供給することにより清浄に保つこと。

オ　浴槽水は毎日、完全に換水すること。ただし、連日使用型循環浴槽水は、1週間に1回以上完全に換水すること。

カ　ろ過器を使用している浴槽は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄等を行い汚れを排出するとともに、ろ過器及び循環配管について適切な消毒方法で生物膜を除去し、浴槽を清掃すること。

キ　浴槽水は、[ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000193)の基準に適合するよう塩素消毒等適切な方法により消毒することとし、塩素系薬剤を使用する場合にあつては、頻繁に浴槽水中の遊離残留塩素濃度の測定をして、1リットル中0.2ミリグラム以上を保ち、かつ、1.0ミリグラムを超えないよう努めるとともに、当該測定結果を検査の日から3年間保管すること。

ク　[キ](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000213)の場合において、循環配管を設置している場合にあつては、塩素系薬剤はろ過器の直前に投入すること。

ケ　消毒装置の維持管理を適切に行うこと。

コ　集毛器は、毎日清掃すること。

サ　洗い場の湯栓及びシャワーへ送る調整箱は、定期的に清掃を行うこと。

シ　水質検査は1年に、毎日完全に換水している浴槽水にあつては1回以上、連日使用型循環浴槽水にあつては2回(浴槽水の消毒が塩素消毒でない場合には4回)以上行うとともに、その検査結果を検査の日から3年間保管すること。この場合において、当該検査結果が[ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000193)の基準を超えていた場合には、その旨を市長に届け出ること。

ス　オーバーフロー回収槽の水を浴用に供しないこと。ただし、これにより難い場合には、頻繁にオーバーフロー回収槽の壁面の清掃及び消毒を行うとともに、別途、オーバーフロー回収槽の水を塩素消毒等で消毒すること。

セ　浴槽に気泡発生装置等を設置している場合にあつては、連日使用型循環浴槽水を使用しないこと。

ソ　打たせ湯及びシャワーには、循環している浴槽水を使用しないこと。

タ　脱衣室等の入浴者の見やすい場所に、浴槽内に入る前に身体を洗うこと、薬湯に関する注意事項等入浴者が留意すべき事項を掲示すること。

チ　営業者は、自主管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成して、従業者にこの旨を周知徹底させるとともに、営業者又は従業者の中から日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

2　一般公衆浴場の施設内に付設する入浴設備の衛生等の措置の基準は、当該設備について、[第2条第2号ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000037)から[エ](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000046)までの区分により、[次条各号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000267)の規定を準用する。

(その他の公衆浴場の営業者が講ずべき措置の基準)

第6条　その他の公衆浴場に係る法第3条第2項の措置の基準は、[次の各号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000267)に掲げる施設の区分に応じ、[当該各号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000267)に定めるとおりとする。

(1)　[第2条第2号ア](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000037)に該当する施設　[前条第1項各号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000146)に掲げる基準を準用するほか、次に掲げるとおりとする。

ア　浴室は、シャワー又は上がり用湯若しくは上がり用水の設備を設け、常に清潔を保つこと。

イ　蒸気室又は熱気室を設ける場合にあつては、常に適温を保持できる構造設備を設け、かつ、利用者の安全確保の措置を講ずること。

(2)　[第2条第2号イ](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000040)から[エ](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000046)までに該当する施設　[前条第1項各号](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000146)に掲げる基準を準用する。

(措置の基準の緩和)

第7条　市長は、入浴者の公衆衛生上及び風紀上支障がないと認められる場合は、[前2条](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#e000000139)に規定する基準を緩和することができる。

(委任)

第8条　[この条例](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#l000000000)の施行について必要な事項は、市長が定める。

附　則

[この条例](http://www1.g-reiki.net/nagasaki/reiki_honbun/q302RG00001174.html#l000000000)は、公布の日から施行する。